

令和 9 年度桃原用昇高等学校奨学給付金奨学生募集要項

1 奨学生の申込資格

- (1) 本市に 3 年以上住んでいる人または、本市の中学校を卒業見込みで、令和 9 年度に本市にある高等学校に入学予定の人（申請時において合格通知の有無は問いません）。
- (2) 修学に対する意欲と能力がありながら、経済的理由で学資の支払いが困難だと認められる人

2 奨学給付金の申請の際に必要な提出書類

- (1) 桃原用昇高等学校奨学給付金給付申請書（様式第 1 号）
 - (2) 桃原用昇高等学校奨学給付金志望理由書（様式第 2 号） ※1,200 字以内の作文
 - (3) 桃原用昇高等学校奨学給付金奨学生推薦書（様式第 3 号）※在学する中学から取得してください。
 - (4) 学業成績証明書※在学する中学から取得してください。
 - (5) 住民票謄本 ※家族及び本人のものです。
 - (6) 保護者の所得証明書・義務履行証明書
 - (7) 収入のある世帯員分の所得証明書
- ※所得証明書及び義務履行証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。
※住民票謄本・所得証明書については、市内在住の方は省略可。

3 桃原用昇高等学校奨学給付金志望理由書について

桃原用昇高等学校奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由を自由に記述してください。（現在の家庭環境や経済的理由のみならず、給付を受けることで、どのような学びや経験を得て、将来どのように自立していくかという『今後の計画や決意』を中心に記述してください）

- ・文字数：1,200 字以内（用紙 3 枚以内）
- ・必ず自書のうえ、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
（※2B 以上の濃さでハッキリと読めるように書いてください。）
- ・題名は記載せず、1 行目から書き出してください。
- ・必ず所定の様式を使用してください。
- ・奨学生に採用された場合、提出した志望理由書を新聞に掲載する可能性があります。

4 受付期間・受付場所

令和 8 年 9 月 14 日（月）～10 月 30 日（金）※当日消印有効

窓口受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）※土日祝日を除く。

〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地 石垣市教育委員会 教育総務課窓口

 0980-87-5077

5 審査基準

- (1) 学業成績（評定平均値 3.5 以上）
- (2) 家計状況（1 年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）
※令和 8 年度所得情報（令和 7 年収入分）を基に審査します。
- (3) 志望理由（1,200 字以内の作文）
- (4) 人物評価など

6 奨学給付金の額 月額 10,000 円

7 給付期間

令和 9 年度 4 月から卒業までの 3 年間です。

※学業成績不振（留年）を理由に給付期間の延長はできません。

8 募集人数 3 名（予定）

9 採用後の提出書類

採用された奨学生には、以下の書類を提出していただきます。

- (1)進学先の合格通知書
- (2)石垣市奨学金口座振込依頼書（別紙 1）
- (3)申請者本人名義の預貯金通帳の写し

※ 金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる部分。

9 石垣市ホームページ（石垣市奨学金制度）

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kyouiku_somu/shougakukin/8891.html



石垣市教育委員会 教育総務課
電話：0980-87-5077
FAX：0980-82-0294
E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp